

追 補

平成 28 年 5 月作成

改正行政不服審査法の施行（平成 28 年 4 月 1 日）に伴う 不利益処分ของ教示文の改正について

行政不服審査法（平成 26 年法律 68 号）が改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、不利益処分ของ教示文を次のように改正しましたので、参考にしてください。

- ・国保保険税（料）滞納整理の実戦論（実戦シリーズ）滞納処分編の該当ページ
20、31、65、66、75、98、103 及び 150 ページ
- ・国保保険税（料）滞納整理の実戦論（実戦シリーズ）納税の猶予編の該当ページ
27、58、93、133 及び 134 ページ
- ・国保保険税（料）滞納整理（実務マニュアル編）
195 ページ
- ・国保保険税（料）滞納整理（公売編）
76、81、84 ページ

不利益処分ของ教示文の例（税・公課の場合）

1 差押関連

この書面に記載されている処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内と、地方税法第 19 条の 4 に規定する期限とのうち、いずれか早い方の期限までに、〇〇市長に対し文書をもって審査請求をすることができます。また、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇市を被告として（訴訟において〇〇市を代表する者は、〇〇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 交付要求・徴収猶予・換価の猶予関連

この書面に記載されている処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、〇〇市長に対し文書をもって審査請求をすることができます。また、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇市を被告として（訴訟において〇〇市を代表する者は、〇〇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 配当関連

この書面に記載されている処分について不服がある場合は、換価代金等の交付期日までに、〇〇市長に対し文書をもって審査請求をすることができます。また、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市を被告として（訴訟において〇〇市を代表する者は、〇〇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

参考条文

地方税法

（審査請求期間の特例）

第19条の4 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第1号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする審査請求は、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

- ① 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知った日）の翌日から起算して3か月を経過した日
- ② 不動産等（国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等をいう。次号において同じ。）についての差押え その公売期日等（国税徴収法第111条に規定する公売期日等をいう。）
- ③ 不動産等についての公告（国税徴収法第171条第1項第3号に掲げる公告をいう。）から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限
- ④ 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

行政事件訴訟法

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第8条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

- ① 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 第1項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで（審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

（出訴期間）

第14条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知った日から6箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前2項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知った日から6箇月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。